

令和三年三月十六日受領  
答弁第六五号

内閣衆質二〇四第六五号

令和三年三月十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員大河原雅子君提出上尾道路整備における江川地区の環境保全に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員大河原雅子君提出上尾道路整備における江川地区の環境保全に関する質問に対する答弁書

一について

令和元年六月二十一日に御指摘の「十七号サクラソウトラスト地」を誤って除草する事案が発生したことにについては、今後、このような事態が生じないように、除草作業範囲の指示及び監督を再徹底するなど、再発防止に万全を期してまいりたい。

また、「十七号サクラソウトラスト地」の環境保全を行っているNPO法人に対し、誤って除草した範囲に係る必要となる対応を検討するための調査への協力を依頼してきたところであり、「一年半にわたり放置する」との御指摘は当たらないものと考えているが、引き続き、当該調査に協力いただけるよう当該NPO法人に働きかけてまいりたい。

二について

御指摘の「サワトラノオ生息地」については、「上尾道路（江川地区）における湿地保全計画」（以下「湿地保全計画」という。）に基づくモニタリングを実施し、結果については、「上尾道路（江川地区）環境保全対策検討会議」（以下「検討会議」という。）に報告し、検討会議の委員の御意見を伺っている

ことから、「検討会議で協議されないまま、これも放置された現状にある」との御指摘は当たらないものと考えている。

また、御指摘の「道路排水浄化施設の整備」についても、検討会議において、当該施設の計画や設置位置について説明し、検討会議の委員の御意見を伺っているところであり、「十二年間の議論をないがしろにする状況」との御指摘は当たらないものと考えている。

その上で、お尋ねの「基本認識」については、道路事業の実施において、「生物多様性国家戦略二〇二二―二〇二〇」（平成二十四年九月二十八日閣議決定）を踏まえ、生態系に配慮した取組を進めていく考えである。

御指摘の「指導を求めてきたが、回答がないまま今日に至っている」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、上尾道路の整備が行われている御指摘の江川地区（以下「江川地区」という。）の環境保全対策の実施に当たっては、引き続き、検討会議において取りまとめた湿地保全計画を踏まえ、検討会議の委員の御意見を伺いながら進めてまいりたい。

三について

御指摘の「利害関係者」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、検討会議は、地域の文化、自然及び地形の成り立ちに造詣の深い沿線市民、環境保全活動に実績のある自然保護団体並びに学識経験者が参加し、「公平で客観性が求められる審議」が行われているものと考えており、また、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所（以下「大宮国道事務所」という。）が、江川地区において、植物の生育状況を把握するための分析評価を行うために契約している業務については、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験等を含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定が行われ、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った者を契約の相手方とし、適切に契約手続が行われたものであって、当該契約手続については、御指摘のように検討会議において議論する必要はないと考えている。

#### 四について

お尋ねの「非公開にしなければ検討会議を開催しないとする国土交通省の方針」の具体的に意味するところが明らかではないが、検討会議の事務局である大宮国道事務所において、現在、検討会議の公開に向けた規約の改定について検討を行っているところである。

また、お尋ねの「国が設置する全国の第三者機関において公開とすると決定しながら、その後、事業者（国土交通省）の一方的な判断で非公開とされる事例」については、承知していない。